

令和5年

総務委員会

6月5日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和5年6月5日

午前11時35分 開会

午後零時08分 閉会

1. 出席委員

委員長	郷右近 修	副委員長	中 堀 りゅういち
委員	岡 島 ゆみこ	委員	林 ゆきひろ
委員	月 岡 修 一		
議長	鵜 飼 貞 雄		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅 井 俊 一	議事課長	深 草 広 治
議事課長補佐 兼議事担当係長	寺 島 慎 二	庶務担当係長	福 田 悦 子

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小 浮 正 典	副市長	土 屋 正 典
行政経営部長	小 串 真 美	公共施設管理課長	中 田 勝 次

5. 傍聴議員

青 木 けんじ	鈴 木 智 和	浅 井 たかお	こんどう のぶお
近 藤 ひろひで	服 部 龍 一	いとう ひろし	武 谷 としお
毛 受 明 宏	三 浦 桂 司	一 色 美智子	堀 内 ち ほ
清 水 義 昭	ふじえ 真理子		

6. 傍聴者

3名

午前 11 時 35 分開会

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。
会議に先立ちまして、市長から御挨拶をお願いいたします。
市長。

○市長（小浮正典君） 皆さん、お疲れさまでございます。
本日の総務委員会に付託されました案件は、1 議案でございます。工事請負契約の締結
の 1 議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたし
ます。
以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。
続いて、議長より御挨拶をお願いいたします。
議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） 皆様、お疲れさまです。
今回の議案は、工事請負契約の締結について、補正予算の審議ではありませんので、そ
の点留意していただいて、慎重審議のほう、よろしくをお願いいたします。
以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。
これより会議を開きます。
お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいのですが、これに御異議ございませ
んか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。
なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には御出席いただきますの
で、御承知おきよろしくをお願いいたします。

（市長退席をなす）

○総務委員長（郷右近 修議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、
委員長において一般傍聴者の入室を許可します。
本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配
付いたしました議題に従い会議を進めてまいります。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論
点を整理して反問されますようよろしくをお願いいたします。また、反問を終了するとき
も意思表示を明確にされますようよろしくをお願いいたします。

それでは、議案第50号 工事請負契約の締結について（外壁等改修工事）についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者から説明を求めます。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） それでは、議案第50号 工事請負契約の締結（外壁等改修工事）について御説明いたします。

下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。

1、工事名は、外壁等改修工事。

2、工事場所は、豊明市二村台7丁目地内。

3、工事の概要は、二村台小学校校舎棟3棟のアスベスト除去、外壁劣化補修及び外装材吹付等を行うものでございます。

4、請負契約金額は1億5,917万円でございます。

請負契約者は、名古屋市北区大杉二丁目7番15号、大池建工株式会社、代表取締役、中澤浩一でございます。

6、契約の方法は、制限付一般競争入札（事後審査型）であります。

この案を提出するのは、二村台小学校校舎棟3棟の外壁改修施工のため必要があるからでございます。

以上で議案第50号 工事請負契約の締結（外壁等改修工事）について説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

岡島委員。

○岡島ゆみこ委員 先ほども質問がありましたけれども、令和2年の開校でしたが、なぜそのときに同時に行わなかったのかお伺いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 先ほど本会議場でも答弁をさせていただきましたが、大規模改修に当たり、学校の統合に基づく開校のほうを優先したものでございます。今回の工事をもって一連の大規模改修を終わるという形を取らせていただいています。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

引き続き質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員　まず、基本的なことをお尋ねするんですが、今回の契約方法で制限付一般競争入札の事後審査型ということで、この事後審査型って、入札後に審査をされると思うんですが、どういった点を審査されるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員）　答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君）　これは事後審査型です。入札公告はもともと出しています。それに基づく事後審査型ということでございますので、先ほども答弁を本会議場でもありましたが、建設業法に基づく愛知県内での本店や契約先事業所を有する者とか、防水工事の経営審査事項だとか、過去5年間の愛知県、岐阜県、三重県内における官公庁の発注、契約金額2,000万以上の防水工事を元請として完了、引き渡した実績があることなど、入札公告に基づくことを含めたもので、事後審査という形を取らせていただいております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員）　答弁終わりました。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員　こちらの大池建工株式会社さんですが、ちょっと簡単に調べると、大規模な改修工事であるだとか、あと、防水工事、外壁のそういう塗装工事、そういったものを非常に得意とされている会社のようにお見受けするんですが、そういったところも、その事後審査のところでの加味された点とかというのはあるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員）　答弁願います。

（もう一回、違う言い方しますの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員）　どうぞ。

○鵜飼貞雄委員　違う言い方します。

そういったところも総合的に見て、ふさわしい事業者さんだっというふうな理解でよろしいですか。

○総務委員長（郷右近 修議員）　答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君）　すみません。事後審査のほうを行って仮契約をして、今日、ここに臨ましていただいておりますけれども、その中において、この大池建工さんが外壁が得意だからというような加点は特にございませぬ。

ただ、この本庁舎のほうの外壁もやっていただいておりますし、そういったところで入

札において強みを発揮していただけたのかなというふうには考えております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この工事契約の入札結果を見てみますと、最も安い金額のところ
が9,945万っていうことで非常に安いところが出てたんですけども、これ、最低制限価格等
で引っかかってということなんですが、この最低制限価格が、まず、どれぐらいで設定さ
れたのか、それと、その価格は、どのように決められたのでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 最低制限価格は、予定価格の60%から90%の間で
ございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 その60%というのは、どのように決めてるんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 一般的に、もともと最低制限価格の設定意図とい
うのは、建設工事の品確法の概念によるところでもありますが、所定の品質を得るための担
保という一面もあります。そこで6割から9割という枠の中で採用している次第でござい
ます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回の予定価格が2億2,165万ということなんですけども、これ、私
の当初予算のメモでは予算は2億1,900万円となっていて、若干予定価格が上がってるよ
うな気がするんですけども、この予定価格というのは、どのように決められたのでしょ
うか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

では、答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 予算を計上した時点と設計書を作成した時点の、まず問題でございます。大きな理由としましては、労務単価、コロナ禍で労務単価が抑えられてたところもあったと思うんですが、コロナ禍ある程度明けてきたことで、いろいろ工事や、その他労務単価の上昇が見られます。我々、この設計委託で設計書をつくる中で、県の単価だとか建設物価等を採用しておりますが、全て直近のものを利用することに、県の単価を使うということがそれを条件に県のほうがしておりますので、我々もそれに従わなければいけません。その中で全て上昇してきておりまして、最新の単価に入れ替えたことが、微妙ですが、軽微なものですが上昇に至ったものだという認識でございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回の回答ですと、その設計、予定価格の設定の方法は、そういう県の単価とか物価とかそういったところで市のほうで積算をされて出されたということなんでしょうかね。いつもだと、3者とかそういった幾つかの業者に見積りを取って、平均だったりとか最低金額だったりとかってされてたときもあると思うんですけど、今回は市のほうで物価高等を見て積算されたという認識でいいですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 先ほど少し説明したことと重複しますが、原則的には、1番目に県の営繕単価、2番目に、建設物価と一般的に販売されてる市場単価と呼ばれるものが掲載されている刊行物と呼ばれるもの、それによらない場合が初めて見積りの採用ということでございます。その見積りがどうかというだけのことですので、全て見積りということじゃなくて、構成は今の3つのおり、県の単価が1番目、刊行物が2番目、よらないものが見積りということでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） すみません、先ほどの答弁で最低制限価格のところなんですけれども、ルールとして6割から9割というものがあります。

今回の工事についての最低制限価格は、この数字ではございません。これは非公開ですので、お間違いのないように再度お話しをさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

月岡委員。

○月岡修一委員 質問……、一応、質疑は質疑にするんですけども、まず、申し上げたいのは、もう防水工事とか塗装工事っていうのは、例えば、この1億5,000万、もっと安くやってくれて言ったら、多分どこでもやります。やれちゃうんです。しかし、基本的には、10年、20年ともたせる工事で終わるのか、10年たったらまたやってもらう、そういう工事で終わるのか、塗装の値段、それから、人件費、養生費、足場費、そういうことをかなり詳しく知ってる僕から見ると、一概に安けりゃいいっていうことは、とても恐ろしい。やっぱりその長寿命化ですので、躯体工事ができて何十年もたってるものを、さらに延長させるといふこと、まして外壁の塗装というのは雨風から建物を守るためのものでありますので、かなりしっかりとした仕事をしていただかなくちゃいけない。

それで、それを根底にして質問をするんですけど、今まででも、足場のことで、公共工事の中で問題がありました。足場が崩れたとか、台風で倒れかかったとか。これは、もう十分に監視監督をしなきゃいけないことが1つ。市の職員やれなかったら、私がやってもいいぐらいの気持ちでおりますんで。

それと、これは改修工事ですので、塗装の、劣化した塗装の部分はどうするのか。行政の職員として、きちっと把握されてますか。そのまま上から養生して吹きつけるのか。塗装っていうのは劣化してくれば浮いてきます。その上に吹きつければ、幾ら厚く吹いたところでも、仕上がりはきれいに見えますが、数年たったら、また浮いてきます。そういったことをしっかりと、お金を払う立場の皆さんが頭に入れて現場監督していかなくちゃいけないって。そういったことができれば、お金の問題なんか、議員が細かいこと言う人はいなくなるんです。本当にいい仕事をさせれるかどうかなの、行政として。これ、現場監督いますか、適切に判断できる監督は。つけますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 当然、現場監督員というのは我々の職員としてもつけます。当然、我々、私、答弁している者も上席の者でございます。間にも、その管理職の立場の人間もおります。これはこの工事に限ったことではありませんが、全てその監督員だけに任せるわけじゃなくて、監督員は主としてやることはもちろんなんですけど、我

々も含めて監督をしていく所存でございます。

以上です。

(あの……の声あり)

○総務委員長（郷右近 修議員） 少々お待ちください。

ほかに質疑はございますか。

月岡委員。

○月岡修一委員 要するに、私が申し上げるのは、現場にいて、ああ、工事していると、適切に安全にやっているなど、足場もしっかりしてるなっていうのも監督の1つかもありませんが、やはりその足場に上がって吹き上がった状態を見る、その劣化程度を見る、状況が、今、どういうことになっているのか、全部きちっと、その塗装、過去の古い塗装を、もう落とさなくちゃいけない状態なのか、そういったことの判断ができますかと私は申し上げとる。これができなければ意味はない。

どうですか、部長。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 工事に関する今の御指摘、ごもっともだと思います。私、技師ではありませんけれども、ある程度の知識は勉強させていただいております。特に塗装については、先ほどおっしゃられたとおり下地処理が、8割、9割かなというふうに思っております。私どもの技師が現場に赴いて、例えばそういった剝離とかケレンをしっかりとやっているか、あと、塗装剤としてやっぱりシーラーみたいなものが間に入らないときれいにくっつきませんので、そういった材料をちゃんと持ち込んでいるかどうか、そういったことは私のほうからも指示をして確認のほうはしていきたいと考えております。

終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

月岡委員。

○月岡修一委員 答弁としては、それは当然です、部長のおっしゃることは。当然それは、それがこの値段に含まれてる仕事ですから、当然なんです。しかし、現実には、なかなかそのまま全て100%行ってない部分が多いという、値段に合わせた施工がよく、特に例で行きますと、マンションなんていうのは、価格があって、ない。もう半値でもやっちゃう業者が幾らでもいます。我々は、外壁見たら、もう外回り見たらすぐ分かります、中を見なくても多分こうだろうって想像つきます。そういった意味で、本当に部長がそこまでおっし

やるなら、総務委員会で外部監査してくださいと、現地監査してくださいっていうぐらいの気持ちを持っていただかないといけないと思うんですよ。これからもそうですけど、やっぱり1期生の方は、お金がお金がという予算に集中しますけど、予算に合った仕事をしてくれれば、それで十分なわけですから、そういった意味では、もういつでも現場監査をしてくださいと、そういう気持ちがおありなのかどうか答弁してください。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 工事が始まりましたら、もちろん安全管理は当然ですけども、常日頃、先ほど申し上げましたような技師による、私ども職員の技師による監督を進める中で、いつ現場を見たいよと言われても自信を持ってお見せできるように業者とも打合せをして安全に進めていきたいと思えます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

月岡委員。

○月岡修一委員 市役所にいる技師と言われる人、何年でキャリア分かりませんが、その人たちは、直接現場で塗装工事に携わったことはないんじゃないですか。でしょう。理論的な事は承知してるってこと。我々は現場を知ってるってこと。全然違うんですよ。現場を見ると、ああ、これはもうちょっと難しいんじゃないかって、なぜここをこうしなかったのかなっていうこと、よく分かります。そのことを申し上げとるんです。したがって、やはりこういう問題を今後も引きずらないためには、各委員会、各議員が、どんどんと現場を見てくださいと。過去に私が議長のおときは実施しました、文化会館で。屋根裏まで、みんな登っていただいて見ていただきました。そういったことは、やはりする必要があるかなと思うんですよ。ですから、せつかくお金を使うんですから、業者の方にも、やっぱり胸張っていい仕事しましたと言っただけのものを仕上げるためには、人の目が必要なんです、大勢の目が。そういった意味では、やはり現場の現地監査をさせていただきたいと思えますが、それは確約していただけますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

副市長。

○副市長（土屋正典君） 様々御意見いただきまして、ありがとうございます。

まず、初めに、月岡委員のおっしゃってみえる、そういったいわゆる現場の確認といいますかそういったものが要ということであれば、そのところは、また議員さん、議員各位で決めていただければということになりますし、当然、様々、別にこの件に限らず、物

事、何かやっていると確認のためにちょっと見たいんだけどっていう話があれば、それは確約とかそんな話じゃなくて、また、その都度お話しいただければなというふうに思います。

また、月岡委員がお話しいただいたように安ければいいというものではないと。当然、必要なものを含めた上での価格でないといけないということなので、確かに我々、実際に施工する人間ではございませんけども、これまでに当然監督してきた経験等も踏まえまして、それから、当然、そういった施工する現場の人間のほうのそういったものも含めて設計の中に、設計仕様の中に入っていると。それをきちんと見さしていただくということで、きちんと仕事をするというのは当然のことでございますので、それを瑕疵のないようにやっていきたいというふうに思っております。ですので、それと、最低制限価格という制度が設けられているのも、まさしく月岡委員のおっしゃる趣旨のとおりだと思いますので、いずれにいたしましても、我々のほうは、きちりと、こうしたお認めいただいた予算、これを粛々と執行していくために、今回、この工事契約の締結議案を出さしていただいたということでございますので、あまり微に入り過ぎますと、この議案の趣旨を超えるようなことになってしまうかもしれませんので、基本的にはこの辺のお答えとしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

月岡委員。

○月岡修一委員 今の副市長の答弁は、本当に真摯な答弁だと思っております。

議員の皆さんに私が何を申し上げたいかという、業者は、利益を上げるための業者です。利益の出ない仕事をやらしては、日本の国家は潰れますよ。どんな種類の業者でも利益を上げるためにやってる仕事ですから。そのことは、やはり理解した上でやっていかないと、この膨大な利益は出ないです、この長期にわたって、はっきり申し上げて。目に見えない雑用がいっぱいある。そういった意味で、やはりこういう出された請負金額の金額の内容を真摯に受け止めて、しっかりと仕事をやってほしいということを申し上げて、もう質疑というのはその辺で終わるべきかなという、そんなような気がしております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 質疑はよろしい……。

（結構です。討論は、また別に言いますの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） その他、質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 じゃ、まず、確認というか、仮にですけど、この外壁工事が事前に

劣化状況を調査、設計して、外壁工事という流れだったというふうに思うんですけども、もしこの調査結果とか設計の段階で漏れがあって、追加で後で工事が発生してしまった場合ってというのは、これはどこが責任を負うことになるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） まず、漏れというのが少しどういう、どのような定義、解釈していいのか分からないところもあるんですが、設計の段階で漏れているという、もちろん設計委託をしようが、我々内製で設計を作ろうが、設計の段階で漏れているという認識を持ってやってるものでは、まず、ございません。それが、第一義的なことです。

工事に入りまして、実際、足場を組んで調査をすれば、先ほど本会議場でも話がありましたとおり、当然めくってその下に出てきてしまうような劣化というのもございます。以前の調査というのが、あくまで窓とかからのぞいて叩いている打診法というもので調べてるだけでございますので、足場を架けて調査をしているものではございません。当然、今回は工事をやるに足場を架けて調査をします。手の届かなかったところの変更というもの出てきますし、先ほども述べましたように、塗装面をめくってみて初めて出てくるというもの、変更もございます。そのようなものは、変更の状況が出てきたら、全て報告を受けて、現場の確認をした上で拾い出して次の工事へ進めていく。当然、それに対しては、変更というのが生じるということは仕方のないものだという認識でございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 工事を進めて剥がしてみないと分からないような内容、それで変更が生じてしまうというのは分かるんですけども、やはり、なるべく追加だったりとか変更というのは生じないほうがいいと思うんですね。今回の契約に当たって、そうした変更とか追加ができるだけ発生しないように何か工夫する点とかそういうのはあるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 工夫する点というのは、いわゆる出てきた劣化に対しては全て確認をして、それを今回、対応、処置をするのかしないのかということですので工夫というのが少々分からない部分はあるんですが、出てきた劣化を見て、物によっては塗る塗装とかで収まるものもあるかもしれません。状況によっては、やはり下のしっか

りした処理をしてから塗膜を構成していかなければいけないものもあります。その辺りは、出てきたものを全部報告ありますので、見てからどちらか判断をすることです。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一点、今回、入札結果で4者手を挙げられていて、先ほど1者が最低制限価格で落札できずに、残りが1者が辞退、1者が未入札と。残り1者で、この契約金額で、こちらの大池建工さんで入札が決まったというような形なんですけども、その予定価格、結果ですけど、予定価格に対して入札業者が少ないんじゃないかなってというのは何となくそんな気がするんですけども、まず、今回、制限つきということで、県内の先ほど、いろいろ建築業法だったりとか説明ありましたが、この該当する事業者ってというのは何者県内にいるのか把握されているかどうかということと、あと、こういった未入札とか辞退とかが起こってるんですけども、そういった理由だったりとか、入札に応じる業者が少ない何か理由とか原因って、何かつかんでることがあるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 御質問の1点目は、まず、承知をしておりません。県内どれだけあるかというのは、ごめんなさい、申し訳ないですが、承知をしておりません。

2点目におきましては、細かい事情は、もちろんこちらも把握しているわけではございませんが、例えば、この年度当初の発注ですので、先方側、いわゆる民間側業者の技術者の不足ということは、少し考えられないことかもしれませんが、こちらの今回アスベストの除去とかエアコンの脱着というのが、どうしても夏休みだけになってしまった、いわゆる学校の夏季休業、40日だけでやるという、これ、設計図書に概成工期ということで、こういう工事をお願いしますという形を具現化したものをつけております。そのような状況が、いわゆる施工条件というものを指しますけど、こういうものが少々厳しかったところも否めないのかなという認識はしております。

あと、2者、最低制限価格とか2者入れなかった入れたってというのは、ちょっとこちらでは聞き取りをしてるわけではございませんので、先方の状況は分かりかねます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） 少し補足させていただきます。

いわゆる制限つきということではいろんな条件決めるわけなんですけども、それに該当する事業者がどれぐらいあるかということで、把握してませんということのお答えさせていただきましたけども、今、それは、この場で手元に詳細な資料がないというような話でございまして、記憶の範囲で申し訳ないんですけども、当然、この点数に制限すれば、どれぐらいの事業者がエントリーできますとか、これを絞るとこれだけに減りますとか、当然そういったことを踏まえながらそういった制限も決めておりますので、細かい具体数値を、今、この場で申し上げられませんけども、当然、一定程度の母数は確保した上での条件とさせていただきますという御答弁で御勘弁願います。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第50号の工事請負契約の締結ですけども、賛成の立場で討論をしたいと思えます。

ただ、やはりこうした落札の金額が低いと、やっぱり特に注意が必要なんではないかなというふうに感じているんですけども、これまでいろんな理由で追加工事が発生していて、これは前期でも何度か指摘しておりましたけども、追加工事ありきというような契約になりますと、やはりその設計だったりとか調査だったりそういったことが、やっぱりおろそかになりがちになってしまうと思うんです。なので、そういったところを追加工事ありきにならないように、契約前に現地調査であったりとか、設計や数量の確認であったりとか、工事経過もしっかり確認して、そういった工事の工法なんかも市の職員がしっかり確認しながら進めていただくようお願いをしまして賛成といたします。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかにござい……。

月岡委員。

○月岡修一委員 賛成の立場で討論申し上げますが、これだけの金額と建物の今までの過去の年数考えますと、現実には、やはり追加変更等がないほうがおかしい。全てを裸にして、今、見積もりしているわけではありませぬので、これから劣化したところを除去しながらの工事になるわけですから、当然、想定外のものは発生するだろうということは承知して

おります。

ただし、それはそれで別問題ですから、当然真摯に、お互いに真摯に対応していけばいいことでもありますので、業者にただでやれということはもちろん言えませんので、行政としても適切に対応していただきたいと思います。

一番考えますのは、やはり今日、本当に課長が一生懸命答弁してくれましたけど、これだけ熱意持って課長がやる気があるっていうところを見してくれた、これは一番大事なことだと僕は思うんです、職員でね。こういった職員さんがいっぱいいて任しておける、そういった状況があれば、こんないいことはないわけですから、これはやっぱりすばらしいなと思います。

一番大切なのは安全管理だと思うんですね。やはり過去に足場が台風で崩れ……。崩れてはいませんが、外れかかったとかという、二、三ありましたので、そういった安全管理については徹底していただきたいなということを示していただきたい。そういったこと、そして、絶えず、担当する職員さんは、多様な仕事も持って多忙かもしれませんが、しかし、これだけの大きな事業ですので、一人一人がこの現場に対する意識をきちっと完成するまで持っていただいて終わっていただきたいなということを申し上げまして、賛成討論と申し上げます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。ございませんか。
（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。
議案第50号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、議案第50号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたします。

お諮りいたします。委員会の報告書については私に御一任願えますか。
（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、お疲れさまでございました。これにて総務委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

午後零時8分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長